

資料 6

厚生労働省説明資料

若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 平成31年度概算要求額208億円の内数

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>



①アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

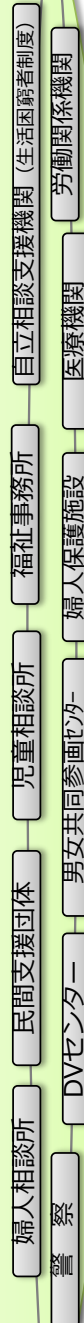
若年被害女性等

（「JKビジネス被害者等」
（家出少女・AV出演強要・）



②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

検討会スケジュール及び主な検討事項

1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
 - ・ 座長の選任について
 - ・ 今後の進め方について
- 第2回（平成30年8月23日）
 - ・ 構成員からのプレゼンテーション①
- 第3回（平成30年9月4日）
 - ・ 構成員からのプレゼンテーション②
- 第4回（平成30年10月24日）
 - ・ 中間的な論点の整理に向けた議論
- 第5回（平成30年11月中旬～下旬）
 - ・ 中間的な論点の整理

※ 中間的な論点の整理以降は、具体的な検討事項を議論

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会

構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

大谷 恭子	弁護士（アリエ法律事務所）
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こどもひろふのクリニックPCIT研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シエーターネットワーク理事
○新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橋 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
仁藤 夢乃	一般社団法人Colabo代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
◎堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
前河 桜	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
水野 健二	名古屋子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡協議会会長

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁